



令和 6 年度
令和 7 年度

新規採用職員の皆様へ

※名古屋市及び関係団体に職員として採用された方に限ります。

新規採用職員限定 定期積金

募集期間 (申込書受付期間)
令和7年4月1日～
令和8年3月19日必着

契約期間
3年

特別金利

まる はっちー

年 0.80 %

通常金利0.355% (令和7年4月1日現在) (税引前)
金利情勢の変化に伴い内容を変更する場合があります。

天引き及び積立開始	申込月(20日締)の翌月の給料から天引き・積立開始します。
積立金額	月掛3,000円以上(1,000円単位) お1人様1口限り。
受取方法	当組合のご本人様の普通預金口座へ自動振替します。 (満期手続き不要)
満期後の取扱	定期積金(同額・同期間)へ自動再契約するため新たな申込手続きは不要です。(金利は満期月の店頭金利適用) 満期時に送付する「定期積金自動再契約中止・契約内容変更届」にて中止、契約内容の変更ができます。



天引き
積立例

開始年月	令和7年6月
給料天引き 期間	令和7年6月 ～令和10年5月
満期月	令和10年6月

月掛	満期額 (税引後)
30,000円	1,090,615円
50,000円	1,817,691円



友だち
登録してね



お問合せ

名古屋市及び関係団体職員の皆様の金融機関

丸八信用組合 検索



丸八信用組合 預金課 ☎(052) 951-1245・1248

HPはこちらから



新規採用職員限定 定期積金 申込請求書

お申込をご希望の方には、必要書類をお送り致します。直接、お電話にてご請求いただくか、下記の申込請求書をご記入のうえ、文書交換にて丸八信用組合宛にお送りください。

職員番号	氏名	所属 (部・課までご記入ください)	送付先	※送付先が自宅の方のみご記入ください
	(カナ)		所属	〒
		TEL	自宅	TEL

お申込手続き方法と流れ

…お客様手続き

1. 申込書をご請求ください！ 当組合から申込の必要書類を送付します。

1. お電話にて・・・ TEL(052) 951-1245・1248
2. 申込請求書にて・・・ 必要事項をご記入のうえご返送ください。

2. 必要書類にご記入・ご捺印+本人確認書類をご返送ください。

- ①定期積金申込書兼自動再契約依頼書(新規職員限定) ②共通印鑑票 ③総合口座・普通預金入金票(新約用)
- ④加入申込兼出資金振込に伴う普通預金口座振替依頼書 ⑤本人確認書類 【1】または【2】

【1】以下の本人確認書類(写し)2種類、または以下の本人確認書類(写し)1種類+補完書類(過去6ヶ月以内発行のもの) 1種類

・運転免許証 ・個人番号カード ・共済組合員証 ・健康保険被保険者証 など

補完書類

・国税、地方税の領収書または納税証明書
・公共料金(電気・ガス・水道)の領収書
◎同居のご家族(姓が同一の方に限ります)のお名前のもので構いません。

> 原本または写し

【2】以下の本人確認書類1点の原本(6ヶ月以内)

・住民票(写し) ・印鑑登録証明書
・住民票記載事項証明書

※ 上記書類に氏名、生年月日、現住所が記載されていることをご確認ください。住所記載が裏面にある場合は裏面の写しも必要です。
※ 職員証、マイナンバーカードは上記書類に該当しません。
※ 各申込書類にご記入の内容とご提出いただけます上記書類の内容が同一であることを確認させていただきます。

3. 当組合から「出資金兼口座開設資金のご案内」を送付します。

(参考)出資金 2,000円(1口50円を40口、1回限り)

4. お通帳・キャッシュカードを簡易書留にてご自宅へ送付します。

5. 申込月(20日締)の翌月の給料から天引き・積立開始します。

・出資加入、口座開設の手続き中の場合、積立開始が遅れる場合があります。

◆市役所西庁舎1階 丸八信用組合預金課窓口(午前9時~午後3時)でもお手続きいただけます◆

【窓口でのお手続きに必要なもの】

- ①ご印鑑(朱肉を使用するもの) ②出資金兼口座開設資金2,000円(1口50円を40口、1回限り)
- ③本人確認書類...下記のどちらかをお願いします。

(1)【いずれか1種類で本人確認書類と認められるもの】

顔写真入本人確認書類

・運転免許証 ・個人番号カード など

もしくは

下記の原本(過去6ヶ月以内発行のもの)

・住民票(写し) ・印鑑登録証明書 など

(2)【2つの組み合わせで本人確認と認められるもの】

顔写真無本人確認書類

・名古屋市職員共済組合員証
・健康保険被保険者証 など

(住所欄もコピー願います。職員証は認められません。)

+

補完書類(過去6ヶ月以内発行のもの)

・国税、地方税の領収書または納税証明書
・公共料金の領収書 など

◎同居のご家族(姓が同一の方に限ります)のお名前のもので構いません。

お申込みの皆様へ

- ・給付補填金※については、国税15.315%、地方税5%、合わせて20.315%の源泉分離課税が適用されます。
- ・原則として中途解約はできません。ただし、退職・その他やむを得ない場合は中途解約に応じます。
- ・中途解約する場合には、解約時の普通預金利率が適用されます。

※給付補填金とは、給付契約金から掛金累計額を差し引いたものをいいます。なお、給付契約金とは予め定めた掛金と払込み回数、および利回りによって計算する契約金額をいいます。

お問合せ先

丸八信用組合

預金課



(052)951-1245・1248